

ケアハウス鶴寿の里 利用料徴収額 (平成27年4月1日より適用、単位;円)

●入居時の管理費一括納入金が350万円の場合

対象収入(備考②) による階層区分		サービスの提供 に要する費用	生活費	管理費	合計
1	～ 1,500,000	10,000	43,700	11,300	65,000
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			68,000
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			71,000
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			74,000
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			77,000
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			80,000
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			85,000
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			90,000
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			95,000
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			100,000
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			105,000
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			112,000
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			119,000
14	2,700,001 ～	68,800			123,800

■上記のほかに…

- ①11月から3月までの各月、地区別冬季加算額として月額1,880円が加算されます。
- ②居室でかかる光熱水費は各ご利用者の負担となります。
※電気代及び電話代は実費相当額を、水道代については一定額をご負担いただきます。
- ③介護保険サービス(ホームヘルパー・デイサービス等)を受ける場合は、自己負担となります。

■備 考

- ①国の定める利用料(サービスの提供に要する費用・生活費・冬季加算額)の改定があった場合は、それに伴い額が変更になります。
- ②対象収入額とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税, 社会保険料, 医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ③ご夫婦で入居の場合、おふたりの収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入額とします。また、階層区分が1階層に該当した場合、サービスの提供に要する費用が10,000円/月から7,000円/月に減額されます。

ケアハウス鶴寿の里 利用料徴収額 (平成27年4月1日より適用、単位;円)

●入居時の管理費一括納入金が30万円の場合

	対象収入(備考②) による階層区分	サービスの提供 に要する費用	生活費	管理費	合計
1	～ 1,500,000	10,000	43,700	26,500	80,200
2	1,500,001 ～ 1,600,000	13,000			83,200
3	1,600,001 ～ 1,700,000	16,000			86,200
4	1,700,001 ～ 1,800,000	19,000			89,200
5	1,800,001 ～ 1,900,000	22,000			92,200
6	1,900,001 ～ 2,000,000	25,000			95,200
7	2,000,001 ～ 2,100,000	30,000			100,200
8	2,100,001 ～ 2,200,000	35,000			105,200
9	2,200,001 ～ 2,300,000	40,000			110,200
10	2,300,001 ～ 2,400,000	45,000			115,200
11	2,400,001 ～ 2,500,000	50,000			120,200
12	2,500,001 ～ 2,600,000	57,000			127,200
13	2,600,001 ～ 2,700,000	64,000			134,200
14	2,700,001 ～	68,800			139,000

■上記のほかに…

- ①11月から3月までの各月、地区別冬季加算額として月額1,880円が加算されます。
- ②居室でかかる光熱水費は各ご利用者の負担となります。
※電気代及び電話代は実費相当額を、水道代については一定額をご負担いただきます。
- ③介護保険サービス(ホームヘルパー・デイサービス等)を受ける場合は、自己負担となります。

■備 考

- ①国の定める利用料(サービスの提供に要する費用・生活費・冬季加算額)の改定があった場合は、それに伴い額が変更になります。
- ②対象収入額とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税, 社会保険料, 医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。
- ③ご夫婦で入居の場合、おふたりの収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入額とします。また、階層区分が1階層に該当した場合、サービスの提供に要する費用が10,000円/月から7,000円/月に減額されます。